

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（仮称）」素案の概要

令和 6 年 11 月 14 日

子供未来応援課

1 趣旨等

(1) 趣旨

本県における子供・子育てに係る分野別計画である「ひろしま子供の未来応援プラン（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）」の計画期間が終了するため、子供・子育て施策を総合的に推進するための次期計画を策定する。

(2) 計画期間

令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度（5 年間）

(3) 計画の位置づけ

こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等に基づき策定する法定計画であり、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン」等の関係計画との整合や調和を図る。

(4) 対象

妊娠期から概ね 30 歳未満の全ての子供・若者と子育て家庭及び子供・若者を取り巻く社会の全ての構成員

2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや各種調査結果、今後見込まれる社会情勢の変化を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、成果指標などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念（将来にわたって目指す社会像） ※下線部：次期計画からの新規追加・変更部分

すべての子供・若者が、社会の宝として、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができ、子供を持ちたいと思う人が安心して子供を持ち、育てられる社会の実現

(2) 目指す社会像 ※下線部：次期計画からの新規追加・変更部分

① すべての子供たちに、「乳幼児期*から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています。

② 地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供・若者を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供・若者と子育て家庭が、安心して暮らしています。

また、結婚、妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境が整っています。

③ 様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができます。

(3) 施策体系

※下線部：次期計画からの新規追加・変更部分 ※**重点**：特に注力する分野に係る取組

施策区分	施策の方向	主な取組
領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成		
柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進 重点	(1) 乳幼児期の教育・保育の充実 (2) 家庭教育を支援する環境の整備	・園・所等における研修（カンファレンス）の充実 ・「遊びは学び」の共感的理解促進
柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	(1) 主体的な学びを促す教育活動の推進 (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実 (3) キャリア教育の推進 (4) 学びのセーフティネットの構築 (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立	・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ・個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所の整備
領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり		
柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備 重点	(1) 将来を見通せる経済的基盤づくり (2) 結婚を希望する人への支援 (3) 不妊治療等支援体制の充実	・妊娠・出産・子育てに係る経済的負担・不安の軽減
柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実 重点	(1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進 (3) 周産期・小児医療体制の確保	・ひろしまネウボラの実施市町拡大、価値の浸透、関係機関との連携強化
柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実 重点	(1) 子供のこころのケアの充実 (2) 子供の性被害への対策の充実 (3) 不登校の子供への支援 (4) ヤングケアラーへの支援 (5) ひきこもり支援等の充実 (6) 子供の居場所づくりの推進	・相談窓口の広報啓発 ・ヤングケアラーへの理解促進、支援体制の充実 ・子供・若者の居場所づくり・運営支援
柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備 重点	(1) 子育てを応援する職場環境の整備 (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保 (3) 放課後児童クラブの充実 (4) 共育での推進	・育児休業を取得しやすい職場環境整備 ・保育環境の整備、保育士等の資質向上 ・男性の家事・育児参画促進
柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	(1) みんなで子育て応援の推進 (2) 子育て住環境の整備 (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進 (4) 子供の防災の取組の推進 (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進 (6) 子供の交通安全の取組の推進	・支援制度等、関連情報の発信 ・暮らしやすい環境整備
領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援		
柱1 児童虐待防止対策の充実 重点	(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進 (2) 市町の機能強化の支援 (3) 県こども家庭センターの機能強化	・体罰等によらない子育て推進に向けた周知 ・児童福祉司等の確保・育成
柱2 社会的養育の充実・強化	(1) 里親等委託の推進 (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等 (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進	・里親支援体制の整備 ・子供の権利擁護の推進
柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進	(1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実 (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実	・市町や支援団体等によるネットワークづくり促進 ・進路実現に向けた情報提供・学習支援
柱4 障害のある子供等への支援	(1) 地域における重層的な支援体制の構築 (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備 (3) 教員の専門性の向上 (4) 特別支援学校における教育の充実	・Q-SACCSの活用促進等による地域の実情に応じた支援体制の構築・強化 ・個別の教育支援計画の活用促進

(4) 特に注力する分野等

結婚、妊娠・出産、子育ては、個人の自由な意思に基づくものであるが、子供の数がこのまま減少し続けると、地域・社会・経済の担い手が不足し、社会保障制度の維持も困難になってくると考えられる。

本県の少子化対策については、結婚、妊娠・出産、子育てに関する県民の希望の実現を後押しすることを基本に、様々な課題への対策を総合的に講じているが、少子化の進展に歯止めをかけられていないことから、少子化を社会全体の課題として捉え、社会の様々な主体を巻き込み、希望の実現に向けた取組をこれまで以上に強力に進めることが必要であると考え、「少子化対策」に特に注力して取り組む。

また、子供・子育てに係る施策を総合的に推進するなかでも、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期である「乳幼児期の取組」と、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす児童虐待をはじめとした様々な困難から「子供・若者を守る取組」に、特に注力していく。

(5) モニタリング指標

目標値は設定しないものの「将来にわたって目指す社会像」に向けて、各施策領域に設定する成果指標と合わせて、次の指標の動向を注視する。

指 標	現状 (R4)
広島県（自分の住む地域）で子育てをしたいと思う親の割合	93.6%

(こども家庭庁「母子保健事業の実施状況調査」)

指 標	現状 (R5)
広島県（自分の住む地域）が好きだと思う子供の割合	小学校：92.1% 中学校：84.1%

(広島県教育委員会「広島県児童生徒学習意識等調査」)

指 標	現状 (R5)
合計特殊出生率（広島県）	1.33

(厚生労働省「人口動態統計調査」)

3 今後のスケジュール

区分	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業	計画骨子案整理					計画素案整理					パブリック コメント	
生活福祉 保健委員会	策定 方針					骨子案			素案			計画策 定
人口減少対策・ こども政策推進 特別委員会		策定 方針					骨子案			素案 (予定)	集中審議 (予定)	
広島県子ども・ 子育て審議会					第1回 (骨子案協議)			第2回 (素案協議)				第3回 (最終案)